

釧路市建設工事等指名停止等取扱要綱

(趣旨)

第1条 市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務及び物品購入等（以下「建設工事等」という。）に係る指名競争入札及び一般競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格者」という。）の指名停止等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格者が別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる停止要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 前項の指名停止を行ったときは、発注者（市長又はその委任を受けて建設工事等が発注し、及び当該建設工事等に関する契約を締結する者をいう。）は、指名競争入札の参加者の指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を

構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格者がひとつの事案により別表各項の停止要件の2以上に該当したときは、当該停止要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が別表各項の停止要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間を含む。）に、それぞれ別表各項の停止要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、当該指名停止の期間は36か月を超えないものとする。

5 市長は、指名停止中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認められるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により、情状に応じて別表各項に定め

るところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5項、第8項又は第10項に該当したときは、それぞれ当該各項に定める期間を短期の2倍の期間。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合であって、当該関与行為に関し、別表第2第4項、第5項又は第6項に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）は、当該各項に定める短期に1か月加算した期間。

(3) 本市、又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合であって、当該職員の容疑に関し、別表第2第7項、第8項、第9項又は第10項に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）は、当該各項に定める短期に1か月加算した期間。

（指名停止の通知）

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、若しくは第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1、様式第2又は様式第3により通知するものと

する。

2 総務部長は、前項の規定による通知をしたときは、その旨を庁内各部に対し遅滞なく様式第4により通知するものとする。

(一般競争入札における参加の制限)

第7条 市長は、指名停止中の有資格者を一般競争入札に参加させないものとする。ただし、特別の事由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 建設工事等を契約する担当課長(以下「契約担当課長」という。)は、指名停止中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特別の事由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第9条 契約担当課長は、本市発注の契約に係る建設工事等の全部若しくは一部を指名停止中の有資格者に下請し、若しくは再委任させることを承認してはならない。

(指名停止等の措置の決定等)

第10条 第2条第1項及び第3条各項の規定による指名停止、第4条第5項の規定による指名停止の期間の変更又は同条第6項の規定による指名停止の解除に係る決定(いずれも建設工事請負契約に限る。)は、釧路市建設協議会運営要綱第3条第4項に規定する賞罰審査部会(以下「審査部会」という。)の審議を経て市長がこれを行うものとする。

(停止要件該当者の報告等)

第11条 部長等(釧路市事務分掌条例(平成17年釧路市条例第14号)第1条に規定する部、行政センター及び病院の長(病院にあっては、事務長)、消防長、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長及び会計室長をいう。)は、別表各項の停止要件に該当する者があると認められるときは、速やかに総務部長に報告するものとする。

2 総務部長は、前項の報告を受理したときは、直ちに審査部会を招集し、当該報告について審議するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第12条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年 4月1日から適用する。

(競争入札参加の排除及び資格の消滅並びに指名停止基準要綱の廃止)

2 競争入札参加の排除及び資格の消滅並びに指名停止基準要綱(平成17年10月11日決裁)は、廃止する。

(釧路市建設工事等指名停止基準の廃止)

3 釧路市建設工事等指名停止基準(平成17年10月11日決裁)は、廃止する。

(経過措置)

4 この要綱の施行の日の前日までに、前2項の規定による廃止前の競争入札参加の排除及び資格の消滅並びに指名停止基準要綱又は釧路市建設工事等指名停止基準の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成26年 4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月1日から適用する。